青葉会入会申込書

ふりがな				男 ・ 女
名前				
住所	〒			
連絡先電話番号	（　　）			
入会区分	新規 ・ 転院	療法	血液透析 ・ CAPD ・ 移植	
透析曜日	月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土			
透析時間帯	午前 ・ セミ ・ 午後	透析導入年月	年　　月	

貴会の規約を承認し、入会を申込みます。　　年　　月　　日

★ご記入後は青葉会事務局にご提出の程よろしくお願い申し上げます★

【青葉会規約】

第１条（名称及び事務局）
本会は、有澤総合病院腎センターの透析患者を総合して青葉会と称し、事務局を有澤総合病院腎センター内に置く。

第２条（目的）
本会の目的は次のとおりとする。
1）互助信頼の精神に基づき、会員相互の親睦を図ると共に透析に対する知識を深め、社会復帰に努力する。
2）大阪腎臓病患者協議会（社団法人　全国腎臓病協議会）に加盟し、各団体との交流を図る。
3）会員は会活動に積極的に参加し、医療、社会保障拡充の運動をすすめる。

第３条（会員資格）
本会は次の会員で構成する。
正会員　有澤総合病院腎センターで透析を受ける患者を正会員とする。
特別会員　有澤総合病院腎センターに携わる技士及び看護師並びに患者の家族とする。
顧問　有澤総合病院腎センターの担当医師及び技士長、副技士長、看護師長とする。

第４条（役員及び幹事）
本会は次の役員及び幹事を置く。
役員
会長　（1名）　本会を代表する。
副会長　（2～3名）　会長を補佐する。
書記　（1～2名）本会の事務を行う。
会計　（1～2名）本会の会計事務を行う。
幹事　（若干名）本会の運営方針に従い、会務を執行する。
会計監査（2名）本会の会計事務監査を行う。
顧問　本会への指導及び助言を行う。
事務局長　本会と病院との連絡的活動

第５条（任期）
役員及び幹事の任期は、2年とし、10月1日より翌々年の9月末日までとする。ただし再任は妨げない。

第６条（総会）
本会の総会は、会の最高決議機関とし、年1回開催する。
但し、特別に幹事会が認めた場合は臨時総会を開催することができる。
総会は、正会員の過半数（委任状を含む）をもって決議とする。
総会は、会長がこれを招集する。
総会は、次の事項を決議する。
①活動経過報告と会計決算及び監査報告の承認
②活動方針と予算の決定
③規約の改廃
④役員及び幹事の選出及び承認
⑤その他必要事項を審議する

第７条（役員会及び幹事会）
幹事会は、次のとおり行う。
1）第4条の役員及び幹事をもって構成し、本会の執行機関とする。
2）幹事会は、原則として月１回開催する。
3）幹事会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。
4）幹事会は、会長が招集する。
役員会は必要に応じて会長が招集する。
役員会の決議は幹事会に図る。

第８条（会費）
本会の運営費は、会費、寄付金、その他をもって賄う。
1）本会の会費は、年額8,000円（大阪腎臓病患者協議会，社団法人全国腎臓病協議会会費を含む）とし、10月と4月に4,000円ずつ納入する。
2）途中入会の会員は、月割りして納入する。
3）納入された会費はいかなる事項があっても返金しない。
4）特別事情があって納入できないときは、幹事会の承認を経て、分納及び減額できる。
5）役員及び幹事並びに会員の活動費及び経費は、会費より支出する。

第9条（会計年度）
本会の会計年度は、10月1日より翌年9月末日までとする。

第10条（規約の改廃）
規約の改廃は、幹事会において決定し、総会の承認を得ること。
その他運営の必要事項においては、幹事会で決定する。

第11条（個人情報保護規定）
青葉会の役員ならびに幹事は、個人情報の重要性を認識し、個人情報を取り扱う際は、個人の権利利益を侵害することのないよう適正な収集、利用、管理等に努めなければならない。
1）青葉会は、青葉会が行う活動以外の目的のために個人情報を利用したり、他者へ提供してはならない。
2）個人情報を開示閲覧を希望する者は、該当する個人情報の閲覧を希望する旨を文書により開示請求し会長の許可を得て閲覧することができる。尚、 閲覧申請には氏名、電話番号、閲覧目的などを記入し事務局に提出する。

（附則）
1. この規約は、1977年10月1日から実施する。
2. この規約は、1995年10月22日から改正実施する。
3. この規約は、1998年11月10日から改正実施する。
4. この規約は、2005年10月23日から改正実施する。
5. この規約は、2010年11月28日から改正実施する。